

\ ソフト面へ助成します /

## いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業

活  
用  
事  
例

新商品を開発したい

展示会に出展したい

SNS広告を活用したい

本県中小企業者等が行う新商品の開発や販路開拓などの新たな取り組みに助成金を交付します。

✓HP上に解説動画を掲載しております。併せてご確認ください。

✓申請書受付期間 令和6年4月1日(月)～4月19日(金)

✓事業実施期間 交付決定日～令和7年1月末日迄

## 1.新事業活動支援事業

対象者：県内の中小企業者、NPO法人、農事組合法人等

	一般枠	地域資源活用枠	経営革新計画枠	連携事業枠
助成率	1/2以内 (若者・女性の場合2/3)	2/3以内	3/4以内	3/4以内
限度額	200万円	200万円	300万円	300万円
条件等	若者とは、令和6年4月1日時点で39歳以下の方を指します。	県が指定した「地域産業資源」を活用する事業が対象です。	県が承認した「経営革新計画」に基づいて行う事業が対象です。	2者以上の連携体で行う事業が対象です。

## 2.創業支援事業

対象者：県内において新たに創業・起業する者、創業・起業後1年以内の県内中小企業者等

助成率：1/2以内(若者・女性及びU・Iターン者の場合2/3) 助成限度額：150万円

## 3.商店街等活性化支援事業

対象者：県内に住所のある中小小売業者(小売業やサービス業者、事業協同組合又は商店街振興組合)等

助成率：1/2以内(若者・女性を主体とする者又は東日本大震災津波の被災地に所在する者の場合2/3以内)

助成限度額：100万円

## ■連絡・注意点

・海外への渡航を伴う費用も助成の対象とするものとします。

・助成金交付申請書※について、15ページ以内で作成するものとします。

※様式第1号、別紙1～3を含む。

## ■お問い合わせ先

公益財団法人いわて産業振興センター

産業支援部 地域産業担当

〒020-0857 盛岡市北飯岡2-4-26

Tel：019-631-3823 Fax：019-631-3830

E-mail：joho@joho-iwate.or.jp

URL：http://www.joho-iwate.or.jp/fund



詳細はHPをご覧ください。

本事業の財源の一部には、岩手県の「東日本大震災津波復興基金※1」が活用される予定※2です。

※1本予算により、三陸沿岸地域の事業活動を支援します。(三陸沿岸地域：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市(順不同))

※2令和6年度岩手県一般会計予算の議決を前提としているため、助成内容を変更する場合があります。

# ■事業実施に向けた流れ

①交付前 交付申請※1→ 事業計画-内容確認→ 審査委員会※2→ 交付決定

※1 申請の際は事業に要する経費の**見積書又は見積根拠の提出が必須**となります。

※2 関係機関及び学識経験者等で構成する**審査委員会にて、申請者本人によるプレゼンテーション**を行い、採択者を決定します。

②交付後 事業の実施→ 実施実績報告→ 事業完了確認→ 請求・助成金支払

# ■助成対象経費

表1 新事業活動支援事業及び創業支援事業 助成対象経費

経費区分	助成対象経費
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費

※ 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

※ 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に②又は③を含むこと。

※ 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

※ 連携事業枠において、連携体構成事業者間での商取引で発生した経費は助成対象としない。

表2 商店街等活性化支援事業 助成対象経費

経費区分	助成対象経費
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
②新商品・新役務開発・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、調査・研究開発費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
③販売促進・販売力強化事業費	広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費
④業種構成再編及び遊休資産利活用事業費	店舗借料、店舗整備費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費

※ 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

※ 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②、③又は④を含むこと。

※ 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

# ■対象外費用

- ✓人件費
- ✓販売行為
- ✓設備購入費
- ✓振込手数料
- ✓消費税・地方消費税
- ✓個別営業経費
- ✓汎用性があるもの